

## 仕 様 書

### 1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。
- (3) 外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。
- (4) 屋内に設置する機器は、すべての人の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。
- (5) 電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、借受人の負担とすること。
- (6) 自動販売機の設置及び撤去に係る工事費用については、借受人の負担とすること。

### 2 販売品目の条件

販売品目は、清涼飲料とし、酒類の販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。

### 3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。また、屋外設置の自動販売機に併設するものについては、可能な限り業界統一仕様のリサイクルボックス（製品名：NPX-100Z）を設置すること。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、貸付人の指示に従うこと。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡

先を明記し、借受人の責任において対応すること。

- (7) 借受人は、貸付人が公共上の理由により自動販売機の移転を求めた時は、求めに応じて移動するものとする。

#### 4 売上状況等の報告

本件自動販売機の売上状況を次のとおり報告すること。(売上状況は公表することがある。)

(1) 内容

場所	本数（本）	売上げ金額（円）

(2) 期限

区分	報告期限
4月～6月	7月31日
7月～9月	10月31日
10月～12月	1月31日
1月～3月	4月30日

#### 5 その他

- (1) 設置する施設により、施設保守及び点検のために停電させことがあるが、事前に市から停電日時の連絡をするため、停電に伴う販売停止を承諾し、適宜、適切に対応すること（年間に、1日間×2回程度）。
- (2) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。